

## 5. 補助金申請事務等について

# 補助金申請事務等の適正化について

## 平成22年度決算検査報告について

会計検査院における平成22年度決算検査報告において、国民健康保険助成費について、次のとおり指摘があったところである。

例年、過大交付とされる事務処理誤りは同じような内容が繰り返されており、補助金申請事務の適正化に御配慮をお願いしたい。

### 1. 市町村分

#### 【不当事項】

##### 〔療養給付費負担金〕

療養の給付費等の算定誤り

1都2府19県53保険者 586,158千円

小計 586,158千円

##### 〔財政調整交付金〕

##### ・普通調整交付金

(ア) 調整対象需要額の算定誤り

10県30保険者 695,050千円

(イ) 調整対象収入額の算定誤り

4県 4保険者 105,232千円

小計 800,282千円

##### ・特別調整交付金

(ア) 結核・精神病特別交付金の算定誤り

1県 1保険者 76,593千円

小計 76,593千円

##### ・普通調整交付金及び特別調整交付金

(ア) 調整対象需要額の査定誤り及び減額解除特別交付金の算定誤り

2県 2保険者 9,607千円

(イ) 調整対象需要額の算定誤り及び保健事業特別交付金の算定誤り

1県 1保険者 39,004千円

(ウ) 調整対象需要額の算定誤り及び結核・精神病特別交付金の算定誤り

2県 2保険者 6,728千円

小計 55,339千円

合計 93保険者 1,518,372千円

## 2. 国保組合

### 【不当事項】

〔療養給付費補助金等〕

組合員の加入要件誤り

1都1府2県 4国保組合 502,195千円

合 計 4国保組合 502,195千円

### 【是正改善処置事項】（抜粋）

貴省において、前記4国保組合に対して、無資格者について速やかに組合員資格の適正化を図れるよう是正の処置を要求するとともに、国保組合に対して、貴省が前記の研修会で周知した確認の方法等による調査を確実に行わせて、その結果を貴省に報告させるなどして組合員資格の適正化を図り、今後、国保法等の規定にのっとり国保組合の組合員が適正に組織され、ひいては、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求める。

### 【意見表示事項】（抜粋）

貴省において、国保法の規定にのっとり三師国保組合が適正に組織されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 三師国保組合に対して、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること

イ 三師国保組合に対して、組合員が休廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うよう指導すること

平成 23 年度会計実地検査（平成 22 年度決算検査報告）の指摘状況について

補助金名・指摘事項	指摘保険者数	指摘金額（千円）
<p>工事業国保の無資格加入 ・組合員としての加入要件を誤り、健康保険の被保険者となるべき法人事業所等の従業員を加入させていたこと等により、これらの被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されていたため、過大交付となった。</p> <p>(1) 療養給付費補助金</p> <p>(2) 事務費負担金</p> <p>(3) 出産育児一時金補助金</p> <p>(4) 特定健康診査・保健指導補助金</p>	<p>全国建設工事業国民健康保険組合 (東京都) 他 3 保険者</p>	<p>4 8 6 , 9 9 5</p> <p>6 , 9 1 8</p> <p>7 , 9 6 0</p> <p>3 2 1</p>
<p>合 計</p>	<p>4 保険者</p>	<p>5 0 2 , 1 9 5</p>
<p>療養給付費</p> <p>①療養の給付費から遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったことにより過大交付となった。</p> <p>②療養の給付費から控除する遡及退職被保険者等の医療給付費の計算を誤ったことにより過大交付となった。</p> <p>③一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたことにより過大交付となった。</p>	<p>青森県青森市 他 4 0 保険者</p> <p>石川県志賀町 他 5 保険者</p> <p>山形県米沢市 他 5 保険者</p>	<p>4 2 8 , 9 1 1</p> <p>1 6 , 0 6 8</p> <p>1 4 1 , 1 7 8</p>
<p>合 計</p>	<p>5 3 保険者</p>	<p>5 8 6 , 1 5 8</p>

補助金名・指摘事項	指摘保険者数	指摘金額（千円）
<p>財政調整交付金</p> <p>(1) 普通調整交付金</p> <p>①療養の給付費から遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を誤って控除していなかったこと等により調整対象需要額が過大に算定され、過大交付となった。</p> <p>②基準所得金額を誤って過小に算定していたことにより、調整対象収入額が過小に算定され、過大交付となった。</p> <p>(2) 特別調整交付金</p> <p>①結核・精神病特別交付金</p> <p>結核・精神病に係る医療給付費を誤って過大に算定していたため、過大交付となった。</p> <p>(3) 普通調整交付金及び特別調整交付金</p> <p>①療養の給付費から遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を誤って控除していなかったこと等により調整対象需要額が過大に算定され、過大交付となった。また、結核・精神病に係る医療給付費が過大に算定されていたこと等により結核・精神病特別調整交付金等が過大交付となった。</p>	<p>青森県青森市 他 29 保険者</p> <p>山形県鶴岡市 他 3 保険者</p> <p>島根県大田市</p> <p>岩手県北上市 他 4 保険者</p>	<p>695,050</p> <p>105,232</p> <p>76,593</p> <p>55,339</p>
<p>合 計</p>	<p>40 保険者</p>	<p>932,214</p>